新庄市告示第４０号

平成２９年度新庄市ふるさと企業訪問奨励金交付要綱を次のように定める。

平成２９年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新庄市長　山　尾　順　紀

平成２９年度新庄市ふるさと企業訪問奨励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市へのＵＪＩターン就職及び移住の促進を図ることを目的とし、若年者が市内で行う就職活動に要する経費について、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、新庄市補助金等交付規則（昭和５５年規則第９号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　市内企業　本市に事業所を有する事業者（本市に事業所の開設を予定している事業者を含み、国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(２)　若年者　最上地域外に居住する平成２９年３月３１日時点において満１８歳以上３５歳未満の者をいう。

(３)　就職活動　若年者が、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までに、市内において市内企業が実施する職場体験に参加し、若しくは採用試験を受験すること、市内で開催される合同就職面接会に参加すること又は市内企業に訪問活動を行うことをいう。

（対象者）

第３条 奨励金の交付の対象となる者は、市内企業に対し就職活動を行う若年者とする。

（基準額）

第４条　奨励金の基準額は、若年者の居住地から就職活動を行った場所までの最も経済的で通常の経路及び方法により旅行した場合の片道の交通費（次に掲げるものに限る。）に相当する額（１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(１)　鉄道料金

(２)　航空料金

(３)　路線バス料金

（奨励金の額）

第５条　奨励金の額は、前条の基準額（就職活動を行った企業から前条各号に掲げる料金について助成を受けた場合は、この額を差し引いた額）又は　　　１０，０００円のいずれか低い額とする。

（奨励金の交付回数）

第６条　奨励金の交付は、１人につき２回を限度とする。

　（奨励金の交付申請）

第７条　奨励金の交付を受けようとする者は、就職活動を行った日から起算して３０日を経過する日又は平成３０年３月３１日のいずれか早い日までに新庄市ふるさと企業訪問奨励金交付申請書（様式第１号）に就職活動実施証明書（様式第２号）を添えて市長に提出しなければならない。

　（奨励金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第９条　市長は、前条による奨励金の交付の決定を行ったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

　（実績報告）

第１０条　実績報告は、第７条の規定による奨励金の交付申請書及び添付書類の提出により、これを行ったものとみなす。

　（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。